

平成27年第2回本巢市議会定例会議事日程（第4号）

平成27年6月29日（月曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸般の報告
- 日程第3 議案第33号 平成27年度本巢市一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第4 発議第3号 議案第33号 平成27年度本巢市一般会計補正予算（第1号）に対する附帯決議
- 日程第5 請願第1号 所得税法第56条の廃止を求める請願について
- 日程第6 報告第7号 一般財団法人もとす振興公社の経営状況を説明する書類について
- 日程第7 議案第34号 工事請負契約の締結について（真正幼稚園園舎改修工事（建築））
- 日程第8 発議第4号 米の需給・価格安定対策及び需給拡大に関する意見書について
- 日程第9 発議第5号 農業の発展に必要な生産基盤整備の拡充を求める意見書について
- 日程第10 発議第6号 安全保障関連法案について慎重審議を求める意見書について
- 日程第11 発議第7号 議員定数等検討特別委員会の設置について

本日の会議に付した事件

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 諸般の報告
- 第3 議案第33号 平成27年度本巢市一般会計補正予算（第1号）について
- 第4 発議第3号 議案第33号 平成27年度本巢市一般会計補正予算（第1号）に対する附帯決議
- 第5 請願第1号 所得税法第56条の廃止を求める請願について
- 第6 報告第7号 一般財団法人もとす振興公社の経営状況を説明する書類について
- 第7 議案第34号 工事請負契約の締結について（真正幼稚園園舎改修工事（建築））
- 第8 発議第4号 米の需給・価格安定対策及び需給拡大に関する意見書について
- 第9 発議第5号 農業の発展に必要な生産基盤整備の拡充を求める意見書について
- 第10 発議第6号 安全保障関連法案について慎重審議を求める意見書について
- 第11 発議第7号 議員定数等検討特別委員会の設置について
- 追加日程第1 議員定数等検討特別委員会委員の選任について

出席議員（18名）

1番	堀部好秀	2番	江崎達己
3番	鏑本規之	4番	黒田芳弘
5番	舩渡洋子	6番	臼井悦子
7番	高田文一	8番	高橋勝美
9番	安藤重夫	10番	道下和茂

11番 中村重光
13番 若原敏郎
15番 後藤壽太郎
17番 大西徳三郎

12番 村瀬明義
14番 瀬川治男
16番 上谷政明
18番 鵜飼静雄

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原 勉	副市長	石川博紀
教育長	白木裕治	総務部長	神谷義幸
企画部長	大野一彦	市民環境部長	片岡俊明
健康福祉部長	村瀬正敏	産業建設部長	青木幹根
林政部参事兼 部長心得兼根尾 総合支所長心得 兼総務産業課長	蜂矢嘉徳	上下水道部長	三浦 剛
教育委員会 事務局 長	岡崎 誠	会計管理者兼 会計課長	村瀬敏勝

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	安藤正和	議会書記	杉山昭彦
議会書記	大久保守康		

開議の宣告

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの出席議員数は18人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（黒田芳弘君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号1番 堀部好秀君と2番 江崎達己君を指名いたします。

日程第2 諸般の報告

○議長（黒田芳弘君）

日程第2、諸般の報告を行います。

地方創生特別委員会の報告を委員長に求めます。

地方創生特別委員会委員長 道下和茂君。

○地方創生特別委員会委員長（道下和茂君）

それでは、地方創生特別委員会の報告をいたします。

6月8日9時から、本庁舎第1委員会室におきまして第4回地方創生特別委員会を開催いたしました。委員会には委員7名と議長が出席し、本巣市総合戦略の策定に係る各議員からの提案の取りまとめについて協議をいたしました。

協議において各議員からの提案内容は、一つ、本巣市における安定した雇用を創出する、一つ、本巣市への新しい人の流れをつくる、3. 若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえる、4. 時代に合った地域づくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する、以上の4つの事業に分類し、地方創生特別委員会として提案書を取りまとめました。

6月12日、本巣市総合戦略の策定に係る議員提案書を議長及び正・副委員長から市長に提出し、本巣市地方創生総合戦略に反映されるように依頼をいたしました。市長へ提出しました提案書につきましては、本日各議員に配付させていただきましたとおりでございます。

以上、地方創生特別委員会の報告を終わります。

○議長（黒田芳弘君）

次に、総務企画委員会の報告を委員長に求めます。

総務企画委員会委員長 江崎達己君。

○総務企画委員会委員長（江崎達己君）

それでは報告します。

6月22日午前9時から、本庁舎3階第1委員会室において総務企画委員会を開催いたしました。

会議には委員6名が出席し、議案説明のため、藤原市長、石川副市長、各所管部長のほか関係職員に出席を求め、付託案件1件、協議案件1件の審査と協議を行いました。

初めに、付託案件である請願第1号 所得税法第56条の廃止を求める請願についての審査を行いました。その後、委員会を委員会協議会に切りかえ、議案第33号 平成27年度本巣市一般会計補正予算（第1号）についてのうち総務部に属する予算について協議を行いました。

議案第33号について委員からは、一つ、一色小学校校庭芝生化事業に係る事務の経費について、一つ、芝生化費用がスポーツ振興くじ助成金の対象から外れたことに係る議会への報告についての質疑がありました。

次に、企画部関係の協議案件、議案第33号 平成27年度本巣市一般会計補正予算（第1号）について協議をしました。初めに、企画部長より補足説明を受けた後、質疑を行いました。

委員からは職員給与費等の補正に関連して現在の育児休業の取得人員について、一つ、一色小学校校庭芝生化事業に係るスポーツ振興くじと合併特例債との違い、財源を助成金から合併特例債に切りかえる際の教育委員会と財政担当である企画部との協議の経緯について、今回の芝生化事業に関与している教育委員会、総務部及び企画部との連携とチェック体制について、合併特例債の運用期限と対象事業について等の質疑や要望がありました。

その他、当委員会では、地域おこし協力隊について及び住みます芸人についての説明を受け、質疑を行いました。

なお、6月18日の議会全員協議会で設置することとした特別委員会の委員のうち、総務企画委員会からの2名については、上谷政明議員及び若原敏郎議員を選考しました。

以上、総務企画委員会の報告といたします。

○議長（黒田芳弘君）

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第3 議案第33号（質疑・討論・採決）

○議長（黒田芳弘君）

日程第3、議案第33号 平成27年度本巣市一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔挙手する者あり〕

3番 鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

今回、この中に組み替えの予算が組まれております。一色小学校の芝生化事業についてなんですけれども、この案件は3月議会で提案をされ、予算が通っておるわけでございますけれども、その

ときの説明と今回の中身について、若干の違いがあるように思っております。

その中で少しお伺いをしたいのですけれども、3月議会の折において、この一色小学校の芝生化のやり方及びどのように父兄の人に説明をされたのか。また、設計の段階の図面というもの、そしてもう1点は、平成25年に隣の瑞穂市で同じような学校の芝生工事が行われ、その事業費は約1,100万円程度だったと聞いておりますけれども、本巣市においてはその3倍強の3,700万以上の予算計上がされておりました。その経緯についてわかる範疇で結構ですので、御説明をお願いいたします。

○議長（黒田芳弘君）

教育委員会事務局長 岡崎誠君。

○教育委員会事務局長（岡崎 誠君）

ただいま御質問のありました一色小学校の芝生化事業でございます。

3月の議会で説明いたしておりますのは、予算説明資料をもとに説明をさせていただいております。それから、PTA等の協議におきましては、25年、各小学校に意識調査をもとに散水等はスプリンクラーで行う旨を説明しております。

あと3点目、瑞穂市との事業費の相違であります。瑞穂市におきましては芝床、舗装工、これが行われておらず、うちのほうは土壌調査で芝生に望ましい土ではないということで、土壌の入れかえ調査を行っております。また、作井、散水設備におきまして、スプリンクラーで加圧ポンプ、それから受水槽の設置をいたしており、瑞穂市より多額の工事費になっております。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

3番 鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

今、説明を受けたわけなんですけれども、そのことにおいて広報のやり方、また瑞穂市との違い、またどうしてスプリンクラーが要するのか、設置が必要なのか等々のことは、議会のほうに報告はされていたのか、また委員会等の中でそういう質疑がされたのかお伺いをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

教育委員会事務局長 岡崎誠君。

○教育委員会事務局長（岡崎 誠君）

ただいまの御質問であります。文教福祉委員会のほうで工事費等の概要の説明はいたしております。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

3番 鏑本規之君。

○3番（鐔本規之君）

最後ですでお伺いをいたしますけれども、今回当てにしていた助成金が不採択となった連絡を受けてから、当委員会に対し何らかの形で報告がこの6月議会までの間にされていたのか、お伺いをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

教育委員会事務局長 岡崎誠君。

○教育委員会事務局長（岡崎 誠君）

不採択の通知を4月27日にうちに受け付けいたしまして、それから今議会開会までの間に議員さんの皆様に御報告はいたしておりません。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

一色小学校の今話題になっております芝生化の問題について1点お伺いしたいと思っています。

一昨日、PTAやあるいはスポ少の関係者等が集まって芝生の植え込みを行いました。子どもたちも親も非常に喜んで作業をしております、私もこの芝生化の推進については大いに賛成してきた者として、非常に一面では喜んでおりますが、今回いろいろ問題になっておりますように、もともと予定していた助成金が受けられなかった。けれども発注はしてしまっている、工事もほとんど終わっているという結果になったということがございます。このことについては、執行部としては、芝生の植え込みの時期というのがあって、執行を早められたという思いはあるだろうというふうには思います。

ということから、百歩譲ってそのことが仕方なかったとしても、4月27日に助成金の採択を受けられない、不採択という通知を受けてから、この間1カ月、議会に対して何ら説明がないということについてはいかがなものかというふうに思わざるを得ません。重要な問題については、執行部と議会と情報を共有し合うというのが当然だろうというふうに思います。全てを共有するということは無理にしても、重要な問題については当然報告すべきです。で、情報の共有をすべきだというふうに考えています。

今回の件がその重要な情報に当たるというふうに私は当然考えています。というのは、当初予算で助成金を受けてやるという、その芝生化事業の財源が助成金であったものが全く違ったものになった。けれども、違ったものになったままだでもう既に執行してしまった、結果的にはね。ということであれば、当初3月に執行部が提出した提案と違ったものになったわけでありますから、そのことについては当然議会に報告して善後策をともに協議すべきものだというふうに私はこれまでも考えてきていますし、これからもそういう考えでおります。そのことについて、委員会でも申し上げましたけれども、市長のお考えを1点お伺いしたいと思います。

これまでも市長は議員に対して必要な情報の提供はするし、共有をしていきたいというようなことを述べられております。今度の件がその重要な情報の提供に当たると考えておられるのか、あるいはこれは執行権の範囲内の問題で、あえて報告すべき必要がないことだというふうに考えておられたのか、その点だけお伺いしたいと思います。

○議長（黒田芳弘君）

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

お尋ねでございます。私のほうからお答えしたいと思います。

今回の一色小学校の芝生化の話は、文教福祉委員会等々では御説明いたしておりますし、それから議会の答弁でも教育委員会事務局長がその経緯等も御説明をさせていただいております。そういったことで後先になった感じが結果的になっておるわけでございますけれども、決して議会へ報告を怠ったんじゃないなくて、4月の終わりに私もお聞きいたしまして、その後5月の連休となって、その前にまず財源、執行部として対応できるものは何かということで2次募集、そしてまた合併特例債、それからまた県の振興補助金等々、そういった財源の確保ということのほうをやっておったと。決して報告をしないというつもりじゃなくて、そういう財源のをやっているときにおくれてきたということでございます。

いずれにいたしましても、今後こういった問題で財源に大きな穴があく、そしていずれは一般財源で振りかえということにもなろうものなら、大変な被害ということで、当然議会の皆様方にも御相談しながら、こういうことをやるほうがいいことかどうかということをお相談していかなきゃならないなというふうに思っております。今までも国交省の交付金、それから文科省の交付金等も、その都度交付決定がなかったもの、あったものというものについても、それぞれ議会にも御報告をし、そして予定しておるもので補助金を使わなかったものについては、この事業については補助金がいただけなかったから翌年に繰り越すよというようなことを御報告させていただいておりますし、またその中でもトイレのように、どうしても子どもたちが毎日使っているものは、補助金がもらえなかったとしても、これは1年間待つてあとゆっくりというのは、これについてはお願いをしたいということをお話しして、議会に御報告させていただいて、執行させていただきました。

今回、そういうことになって、2次募集云々というようなこともあったりしまして、それでそのときには思いが至らなかったというふうに思っておりますし、また多分担当課のほうもそんなふうに思っていたんじゃないかなというふうに思っております。決してこんなことが今後起こらないように、ぜひ大きな財源が穴があくというようなときには皆様方にもしっかり御報告させていただいて、またかりるべき知恵はおかりしながら、そしてまたスムーズに財源確保して事業執行に支障ないような形で運用をしていきたいというふうに思っております。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

1つだけ申し上げておきますが、繰り返しますけれども、4月27日に不採択が来て、執行部としてじゃあどうしようかということで対応を検討されると、それは当然だというふうには思いますが、全く違った形になるということは、もう4月27日の段階ではっきりしたわけですから、議会全体でなくても、少なくとも議長、あるいは担当の常任委員長ぐらいにはこういう状況だということを報告して、さらに言えば相談もして、それと並行して執行部の中での検討を進めていくというのが本来の姿だと思うんですね。そういったことについて、今後、今回の反省も含めて、今後の決意を語っていただければというふうに思いますが。

○議長（黒田芳弘君）

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

鵜飼議員おっしゃるとおりでございますので、議員に対してそのときに報告するようにしたいと思います。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

7番 高田文一君。

○7番（高田文一君）

1点お聞きをしたいと思います。

いわゆる行政が一番弱い横の連携と申しますか、連携を密にすることについてお伺いしたいと思います。

職員の経験の長い副市長にお聞きしたいと思いますけれども、今回はやっぱり原案を起案しているのは教育委員会でございますけれども、財源は企画部であり、あるいは入札執行の業務は総務部であるかと思えます。さらに、その文書によっては合議がある文書があると思えますね、伺いの段階で。そういうことで何か所かで各部署の連携を密にしながらチェックという機能も十分できたのではないかなと思うわけなんです。ですから、今後のことでいいんですが、ますますそういう連携を密にしながら、市長がいつもおっしゃっております職員が一丸になって行政サービスをする、住民サービスをするということを常におっしゃっていますので、やっぱり連携を密にし、教育委員会だけの問題ではなくて、それぞれの責任の部署でチェックする時間、期間があったと思えますので、そういうことも含めて今後の考え方を副市長にお聞きしたいと思います。

○議長（黒田芳弘君）

副市長 石川博紀君。

○副市長（石川博紀君）

それぞれの部署、庁議等もございますので、そういったところで意思疎通を図りながら進めてい

きたいというふうに思っておりますし、今回のことにつきましても、工事を発注する上での書類の項目もございます。その中でチェックする機能等というのは、特に今まで設けておりませんでしたので、今後そういったところで財源等もチェックできるような方法で今後進めていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者あり]

3番 鏝本規之君。

○3番（鏝本規之君）

ただいま議題のとなっております議案第33号、一般会計補正予算案について、反対の立場から討論に参加させていただきます。

今、質疑等の中でも御回答をいただきましたけれども、この予算案に記載されている一色小学校の芝生化事業については、3月議会でスポーツ振興くじ助成金2,872万9,000円を使っての事業であり、助成金はいただけるとの説明の中、予算が可決されましたが、当てにしていたスポーツ振興くじ助成金は不採択という結果を4月27日時点で知りながらも、今議会まで何ら説明されない中、補正予算案に合併特例債への財源組み替えが記載されていたことは議会軽視も甚だしく、到底容認できるものではありません。また、財源の出どころが明確でないにもかかわらず、入札を行った行為は甚だ遺憾であります。

今回の芝生化事業は、スポーツ振興くじ助成金を使うとの前提の中で計画された事業ですが、スポーツ振興くじ助成金は申し入れの4割強が不採択になるという事実を無視し、助成金はもらえるとの甘い判断の中で進められた事業であると言わざるを得ません。そのような甘い思いが不採択を招いたのではないかと思われまます。不採択の連絡を受けた時点で議員、議会に報告すべきであり、事業及び工事は一時ストップとすべきなのに、残念ながら工事は計画どおりに進められてしまいました。この行為は財源の出どころが明確でない入札及び工事はすべきでないというルールを逸脱するものであり、市民また議員、議会軽視に当たり、到底容認できるものではありません。事業の責任者である教育長及び入札に関する責任者である副市長、また全ての責任を負わなければならない立場の市長においては、事の重大さ、責任の重大さを認識されていないのか、今に至るも陳謝、謝罪もなく、また責任の所在を明らかにしていないことは到底容認できるものではありません。

助成金は、返済義務のない、いわば寄附金であり、合併特例債は返済しなければいけないお金であります。市の甘い判断及びルール違反で生まれた、この負担を市民に負わせることになる今回の財源組み替えについては、到底容認できるものではありません。

議員各位におかれましては、以上の点を御賢察いただきまして、反対に御賛同くださいますようお願いをし、私の反対の討論といたします。以上。

○議長（黒田芳弘君）

ただいま反対の発言がありました。
原案に賛成の発言はありませんか。

[挙手する者あり]

17番 大西徳三郎君。

○17番（大西徳三郎君）

今、反対討論がありましたので、私は賛成の立場から討論をさせていただきます。

そもそもこれは3月当初予算において、芝生化事業についてはぜひやってほしいということが、そのために賛成して当初予算を通ったわけでありまして、次に待っておる学校も正直言っているとあります。だから、この事業はどうしてもやってほしいし、やらなければならない事業であるとはそのように思っております。今回、たまたまこのようなことになってきたのは、執行部に対してきついことを言えば、執行部の説明不足、これに私は尽きると思います。本来であれば、いろんな補助金等がありますけれども、補助金等についてはもちろん、もう採択されなかったら事業はやらないということでもありますけど、今回はこのような助成金ということで、性質の違ったものであるということが、正直言っても我々議員に対する説明が十分されなかったということが一番の問題かなと思います。今我々議員の中で、この助成金はどういう助成金であるかということが、正直言ってもまだ理解していない、そのことにつきましては全て執行部の説明不足であると思います。

しかしながら、我々議員という立場からして、どうしても議決をする議決権を行使するというのでありますので、後で出ます附帯決議をもって賛成をするということでもあります。そのようなことから、この予算案につきましては賛成をいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに討論はありませんか。

[挙手する者なし]

これで討論を終わります。

これより議案第33号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、議案第33号 平成27年度本巣市一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第4 発議第3号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（黒田芳弘君）

日程第4、発議第3号 議案第33号 平成27年度本巣市一般会計補正予算（第1号）に対する附

帯決議を議題といたします。

発議第3号について、提出者に説明を求めます。

17番 大西徳三郎君。

○17番（大西徳三郎君）

それでは、発議をさせていただきます。

発議第3号 議案第33号 平成27年度本巢市一般会計補正予算（第1号）に対する附帯決議。

会議規則第13条の規定により、議案第33号 平成27年度本巢市一般会計補正予算（第1号）に対する附帯決議を別紙のとおり提出する。平成27年6月29日提出であります。

提出者は、私、大西であり、賛成者として、江崎達己、高橋勝美、中村重光、3常任委員長の賛成者でもって発議をするものであります。

提案理由といたしまして、平成27年度本巢市一般会計補正予算（第1号）に係る一色小学校芝生化事業に関する歳入予算の補正について、議会として決議する必要があるため、提案するものであるということであります。

詳細につきまして、朗読することによって説明とさせていただきますので、よろしく申し上げます。

それでは、読み上げさせていただきます。

議案第33号 平成27年度本巢市一般会計補正予算（第1号）に対する附帯決議（案）。

平成27年度本巢市一般会計補正予算（第1号）のうち、「一色小学校校庭芝生化事業」に係る財源の変更があった。

当初予算では、その主な財源を「スポーツ振興くじ助成金」としていたが、同助成金の不採択により、合併特例債に変更するものである。

しかしながら、同事業に係る入札は4月に実施され、工事も着手している。

結局、財源の裏づけのないまま事業を執行し、その後、財源の手当てをするという、財政規律に反する進め方がなされました。

また、本事業について、本来であれば、直ちに議会へ報告すべきところであるが、今定例会に至るまで報告されなかった。

よって、市執行部に対して、下記の事項を求めるものであります。

記として、第1、こうした案件については、事前に議会へ報告すること。

2つ目、再発防止のためにも、自己検証し議会に報告すること。また、各部局間の連携を一層緊密にすること。

第3、この事業についての責任のあり方を明確にすること。

第4、「スポーツ振興くじ助成金」の2次募集に応募し、採択に向けて最大限努力すること。

以上、決議する。平成27年6月29日、本巢市議会。

以上であります。御賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（黒田芳弘君）

これより、提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

10番 道下和茂君。

○10番（道下和茂君）

ただいま提案者からる説明がございました。

同事業は既に入札が行われており、工事も着手されておるということでございます。それは周知の事実でございます。このことは財源の裏づけがないままに、後から財源を手当てして財政に規律違反ということは重々わかっております。提案者の言うとおりでございます。

ただし、そういうことがあるから、この補正予算案を可決したことに對しまして、議会といたしまして意思表示をはっきり示しておくべきで、議会の意思表示を示す附帯決議には賛同するものでございます。

しかしながら、この3番目に書かれております責任の所在を明らかにすることを求める項目が入っております。このことにつきまして、私が思うには、議会として起案段階から入札に至るまでの問題点を洗い出し、今後このようなことがないように執行部に求めていくことが議会に課せられた責務でないかと思えます。また、2次採択に向けては、最大限の努力を行っていただきたい。これが議会の意思表示であると思っております。

そこで、提案者にお聞きをします。責任云々のところを提案者の考えをお聞きしておきたいと思えます。提案者におきましては、この責任云々という、何を求められておるのかお聞きをしたいと思えます。

○議長（黒田芳弘君）

17番 大西徳三郎君。

○17番（大西徳三郎君）

この責任ということで、ぱっと見てこういう文言をいろんなものを連ねるときにおいては、このような文字が入っても普通かなというのが最初のあれですけど、だから、どうするんだということは今言われますけど、どうするのかが我々が決めることじゃないかと思えます。少なくともこのことにおきましては、皆さんが十分に協議されたことであると思えます。全員協議会でもお話ししましたように、3人の代表者が集まられて十分協議された結果、このような1から4までになったということでもありますので、その点、御理解をお願いしたいと思います。

[挙手する者あり]

○議長（黒田芳弘君）

10番 道下和茂君。

○10番（道下和茂君）

3人の委員長が集められたことは承知しております。しかし、こんな重大な問題であれば、やはりフィードバックをしていただいて、これは私、けさもらったんですが、非常に私の考えと違って

おります。また今、提案者が申しあげましたことと私の考えは違います。この3項目めがあることによりまして、私はこの議案の審議を拒否したいと思いますので、議長に私の退席を求めます。

[10番 道下和茂君 退場]

[挙手する者あり]

○議長（黒田芳弘君）

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

この件についての出発点は、我々総務企画委員会でございました。総務企画委員会で全員で合意をしたのは、ここに書かれている1番、2番、4番です。この3点について附帯決議をやろうということで、そのことについて他の委員会でも合意が得られるのであれば、他の委員長に総務企画委員会はこういう附帯決議をやることにしたということの連絡をしてくださいということで始まったわけですね。その結果が先ほど言われたことなんですが、繰り返しますが、1、2、4なんです。3番は総務企画委員会で話題にもなっていない。そういったものがきょう初めて入っているということをお知らせするというやり方についてはおかしいことないですか。だから、もともとと変わったもの、先ほどの芝生化の話でもないですけども、もともとと変わっていくのであれば、そのことについて、じゃあどうなのかということに戻して、その意見を聞きながら最終的な案をつくっていくというのが原則じゃないかと思っていますが、どうでしょうか。

○議長（黒田芳弘君）

17番 大西徳三郎君。

○17番（大西徳三郎君）

総務企画委員会に私は出席しておりませんのでわかりませんし、鵜飼議員が言われたようなことを総務企画委員会の委員の皆さんで決められたということは、あくまでも承知はしておりません。しかし、少なくとも全体で諮ったほうがいいということで、3人の常任委員長、総務のほうは高田副委員長であつたと聞いておりますけど、その3人の方でこの3番の文言を入れるということで決められて、3者が合意されて決められて、提出者は議運の委員長、大西がやれということで提出ということですけど、それともう1つ、きょう初めて見られたというのを言われますけど、それは文教企画委員会の問題であつて、委員長なり副委員長がこれになったということは当然知らせるべきである。だから、きょう初めて知って、こんなことはどうなっておるということをおかれても、事前にそのように申し合わせをしておつたのなら、委員長、副委員長がほかの委員にこれになりましたよということを、当然その連絡して了解をいただくのが筋であると思います。

そのようなことから、3人の代表者の合意のもと、この発議をしていくことということで御理解をお願いします。

○議長（黒田芳弘君）

ほかにございませんか。

[挙手する者あり]

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

提出者として、今までですと、そういった何か新しい議案が最終日に出るという場合には、事前に議員にファクスなり、いろんな形での連絡をして、そうした上で、その当日来て、見て、初めて知ったということがないようにしていましたね。提出者として、そういったことについての認識はあったのかどうなのか。提出者として、そのことをきちんと皆に知らせるべきだというふうな思いはあったのか、なかったのか。

○議長（黒田芳弘君）

17番 大西徳三郎君。

○17番（大西徳三郎君）

提出者としてどうやったかというのを言われますけど、私としてはそれぞれ代表者が当然その3つの委員会で協議されてきたことがあり、またこのような結果を今やっておるわけですけど、当然代表者が説明をするべき、もう時間的に余裕がないということが事実でありますので、提出者がそれぞれの皆さんに配付して、こうなりましたよということを、その時間的な余裕がないということも事実でありますので、代表者がそれぞれ委員に説明するべきものであると私は思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（黒田芳弘君）

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

何か後になって時間がなかったということを言われるけれども、3常任委員長と、総務はかわりですけども、大西委員長が寄られてやって、その日にファクスを送れば済むことですね。だから、時間が無いというのは、これから何日もかからないと伝わらないというような、何百年前の話ではないわけで、今はファクスですぐ通じます。そういった手だてをとれば、まずみんなに知らせて、その上でやるということは可能な時間的な余裕はあったはずですよ。違いますか。だから、そうやって考えれば、時間がなかったからということは理由にはならないし、いずれにしても提出者としてやっぱりみんなに、全議員に知ってもらおうというのが本来の姿じゃないですか。その点はいかがでしょう。3回目ですが、これで終わりますが。

○議長（黒田芳弘君）

大西徳三郎君。

○17番（大西徳三郎君）

あくまでも3人の代表者が決められたことによって、私がこのように提出しておるということで、繰り返しますが、3人の代表者が責任を持って皆さんに知らせるのが第一義であるべきことかなと。それぞれファクスを送って、すぐできるじゃないかと言われますけど、それは僕も提出者をやらなきゃならんと、提出者がやれというようなことを今言われておるみたいですけど、代表者がやられることではないかと私は思います。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

3番 鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

提出者にお伺いをいたします。

今、配付の文面、また読まれた文面を見せていただきました。予算は通ったわけでございますけれども、財源組み替えということになりますと、本来なら市民の税金を使わないで行われる事業ということが大前提の中で行われた事業であります。その市民の税金を使わない、わかりやすい言葉で言うなら寄附金のようなものが不採択になったことによって、今回財源の組み替えが行われて、これが可決されたわけなんです。ということは、市民に対して応分の負担を強いることになるわけなんです。そのことは提出者である議員も承知しておられるのか。また、そのことを承知して提案をされた執行部においては、市民に負担を背負わせる以上、みずからも何らかの形で辞するということは、通常の社会では当たり前だと私は思っております。

この中に3番、この事案についての責任のあり方を明確にすることということの表現については、非常に曖昧であり、私としてはもう少しきつい表現のほうがよかろうかという思いをしております。この文面のまま、市民の方が今回の事案についてよく考えたときに、市民からの理解が得られるとお思いでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

17番 大西徳三郎君。

○17番（大西徳三郎君）

まず1点目のこの助成金が不採択になったということで財源を組み替えて合併特例債で決行したということで、市民の負担になるのではないかということで、そのことは私も承知をしております。しかしながら、この第2次募集に全力を挙げてやっていただきたいということを4番にうたっておりますけど、第2次募集で何とか助成がしていただけるように、もらえるように執行部はこれから努力しておると思っておりますので、そういうことでお願いしておきたいと思っております。

2番目の責任問題どうこうと言いますけど、このことにつきましては、もっときつい言葉ということも言われましたけれども、これを発議をしますけど、あとは執行部の捉え方、執行部がすんなり、別にどうされようと我々が言うようなことではなくて、執行部があと考えることでありますので、何もきつい弱いという話じゃなくて、こういう文言は非常に厳しいことは厳しいんですけど、こういう文言が入らなければ附帯決議としての位置づけというか重みが薄いのかなと思ったりして、この3番目に入ったという認識でおります。だから、これをきつくしたらどうか、そんなようなことは思っておりません。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

3番 鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

この文言を見ますと、また提出者の回答から聞きますと、2次募集において積極的に働きかけをせよということがございますけれども、当然市民から選ばれた議員として、市民の負託を受けた議員として、市民に不利益にならないように、2次募集が当然もらえるように、助成金がもらえるように動くのは、どの議員も積極的に動くことに何ら不同意はないと思っております。

また提出者におかれましても、また市長におかれましても、東京へ陳情等々において積極的に行動を起こし、何とか2次募集が通るよということに汗をかいておられることは私自身もよく理解しております。また、よく見ております。けれども、そのことはそのこととして、いつときでも市民に負担を負わせるということを提案した以上、2次募集が通ったから、まああとはよろしいという安易な気持ち、また、工事においてもルール違反をしておることにおいては、一般質問等々で反省の弁、また謝罪等も事務局長のほうから聞いておりますけれども、それを総括するトップ、長と名のつく人が本来行うのが世の中、一般の社会の常識と考えております。そういうことが組み込まれているのかなあという思いはしておりますけれども、責任の所在云々ということに対して、もう少しきついことがよかろうかという思いをしておりますので、後でまたその意見を述べさせていただきます。終わり。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終わります。

提出者は自席へお戻りください。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第3号については、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、発議第3号は、委員会付託を省略することに決定しました。

[「議長」と呼ぶ者あり]

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

採決に当たっては、私は棄権をしたいと思っておりますので、その理由を簡単に一言述べさせていただきます。

今度の芝生化事業というのは、補助金があろうがなかろうが、やっぱり市として推進していくべき事業だというふうに考えています。助成金があればそれにこしたことはないというのは事実であります。そういう観点から予算には賛成をいたしましたし、ただ、賛成するだけではよくないということで、附帯決議についても総務企画委員会で3点にわたって提出しようということに合意を見て

まいりました。ところが、先ほど申し上げたように、ここに出されている第3点目については、全く知らされることなく、きょう突如出されるというやり方については非常に問題があると。こうしたことについては、事前にいろんな形で議論を深めた上で最終決定すべきだろうというふうに思います。そういう点で、やっぱりやり方について問題があるということで棄権をいたします。よろしくをお願いします。

[18番 鵜飼静雄君 退場]

○議長（黒田芳弘君）

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者あり]

3番 鰐本規之君。

○3番（鰐本規之君）

私は、市民に対して、行政の間違いによって、その責任を負わせるということの予算について反対をした立場から、この附帯決議においても反対の立場から意見を述べさせていただきます。

今、各議員の中からこの附帯決議についてのいろいろなあり方、またなされ方について御意見がございましたけれども、本巢市で初めて出される附帯決議であり、多少の手違いがあっただろうと思いますけれども、私としてはこの附帯決議の内容において、到底市民の理解を得られないという思いをしております。当然、議員として2次募集で不採択にならないように、私個人としてもありとあらゆるところをお願いをし、汗をかいておるところでありますけれども、それは結果論であって、今の段階において、そのことが仮にいただける可能性が高いということになったとしても、今の時点でこの案に対し賛成することができませんので、議員各位、皆様におかれましては、議員としての立場、また市民に対する負託を受けた議員としての責務を果たすためにも、どうか私の思い、意見を御賢察の上、御賛同願えますよう、反対の答弁といたします。終わり。

○議長（黒田芳弘君）

ただいま反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はありませんか。

[挙手する者あり]

11番 中村重光君。

○11番（中村重光君）

3常任委員長を代表して、この異常事態の中で賛成討論をさせていただきます。

議案第33号 平成27年度本巢市一般会計補正予算（第1号）に対する附帯決議（案）に対し反対の討論がありましたので、賛成討論を行います。

私ども、3月定例議会は3月2日から26日まで25日間の日程により、市長より提案された議案を審議し、多数の同意を得、可決をいたしました。しかし、本6月定例議会に提出された議案第33号 平成27年度本巢市一般会計補正予算（第1号）に一色小学校校庭芝生化学事業の財源を特別な理由

により合併特例債に組み替える予算が計上されました。3月定例議会では、教育費として新規事業で一色小学校校庭芝生化事業3,704万7,000円を予算化し、事業目的、事業概要、事業の実施による効果、問題点、また特定財源の内訳としてスポーツ振興くじ助成金を充て、2,872万9,000円を計上し、実施するとの説明を受けました。私たち多数の議員は、賛成をいたしました。その理由は、本巢市の宝であり、将来を必ず市の中心的な役割を果たしてくれるだろう幼稚園、小学校の子どもたちへの投資、教育環境の改善等、総合的に判断をし、賛成、予算化を決定いたしました。本定例議会で提案説明を受けるも、日本スポーツ振興センター補助金事業（スポーツ振興くじ助成金）の不交付が決定し、その穴埋めに合併特例債に組み替える補正予算になっている。説明を受けるも、申請中の助成金の交付確認もせず、決定通知が来る前に一色小学校校庭芝生化事業の入札を実施した関係部局、特に教育委員会、総務課、企画課の横の連絡網、チェック機能は一体全体どうということになっている。私は甚だ疑問に思います。説明を受けるも4月21日に入札、4月27日に不交付決定の連絡、6月の全員協議会まで議会に一度の報告もありません。工事は着々と進み、6月26日、芝生の植えつけをもって完了したと聞いています。

先ほど大西議員がこの附帯決議案を説明され、お二方、議場から出ていかれました。この21日に入札し、4月27日に不交付、6月3日に全員協議会、何日ありましたか。私どもは、この案件を、附帯決議を2日間でお叱りを受けて2人欠席をされました。よく冷静な判断をしていただきたいというふうに私は思います。

総合的に判断しますと、議会軽視も甚だしく、議論の対象になり得ない問題だと指摘をいたします。この案件を議員サイドから見れば、問題の諸事の責任について教育長、市長、副市長、担当部局、誰ひとり責任を明確にしない、責任のなすり合い。百歩譲って市サイドから弁明すれば、この日本スポーツ振興センターに助成金の交付申請をするも、一般の交付税と異なり、この助成金の性質やら仕組みやら条例等々から判断して、交付・不交付は不透明である。結果的に見てやむを得ない判断ではないかなというふうに私も理解をいたしますが、総合的に判断をして、結果的に市サイドの説明不足を私は強く感じます。

ただいま議案第33号 平成27年度本巢市一般会計補正予算（第1号）は多数をもって可決いたしました。議会としては附帯決議をもって議会の権限、使命、役割を守るべく、3常任委員会の委員を代表して賛成の討論とさせていただきます。以上であります。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに討論はありませんか。

[挙手する者あり]

15番 後藤壽太郎君。

○15番（後藤壽太郎君）

それでは、この附帯決議案に対して反対討論をいたします。

先ほど中村議員もとうとう賛成ということを述べられましたが、この内容の中で私もほとんど賛成であります。一部反対の部分があります。それは、先ほども申しましたように、この事案に

ついでに責任のあり方を明確にすることということが載っております。この今度の工事について、悪意があってこれがなされたことではないということと、それから、現在、地方創生や総合戦略の中で皆さんの御意見を聞いて、これは市民も議会も、そして職員もであります、聞いて話をし、そしてそれを吸い上げて、何とか本巢市をよくしていこうという中で、なかなか職員の仕事に対するチャレンジ意欲をなくするのではないかなということをおもいますので、この部分において反対をするものであります。以上です。

○議長（黒田芳弘君）

ただいま議案の反対の発言がありました。

ほかに原案に賛成の発言はありませんか。

〔挙手する者あり〕

13番 若原敏郎君。

○13番（若原敏郎君）

先ほど2番目の反対討論がありましたので、賛成の討論をさせていただきます。

私も今議会の中で付託されました総務企画委員会におりました。この議案の平成27年度本巢市一般会計補正予算（第1号）については賛成をいたしました。その中で、附帯をつけるべきだということで私は賛成しました。先ほどから問題になっております3番については、総務委員会では出ておりませんでした。しかし、これについては、私はこれ以後に開かれる文教福祉、産業建設、各委員長と話し合ってくださいように委員長にお任せしましたので、これについては、私は何も異論は唱えません。しかし、この3番についての事業の責任のあり方を明確にすることという文言がありますが、これについては先ほど提出者が言われましたとおり、責任のあり方を明確にすることで、それをどうとれということはおっしゃっておりませんので、その辺は執行部にお任せしたいと思います。

これは小学校の校庭の芝生化を進める上で、今年、一色小学校のグラウンドの芝生化の実施をされているところなんです、これも前から出ておりますように、3月議会に提出され、現在工事が進められていると。問題になります独立行政法人日本スポーツ振興センターの補助金が得られなかったということは、本来ならば事業計画の中にあつた単年度に採択される見込みでだったであろうと、このようなことを考えまして、不採択の通知前に工事が発注されたことは遺憾ではありますが、芝生の植えつけという事業は何度も説明されているとおり、時期的な制約から多少やむを得なかったことではないかなあと、こんなことを思いながら、今議会に出されました補正予算について賛成をいたしました。

先ほど述べましたように、この補正に賛成した理由は附帯決議がついているということが条件でありますので、これはやはり執行部側にも、先ほどから出ておりますように説明責任があつたのではないかと、また工事発注には財源をちゃんと確認してから工事を発注するということを反省していただきまして、またスポーツ振興くじ助成金の2次募集に全力を挙げていただきまして、その文言がある附帯決議の案でございますので、賛成をいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで討論を終わります。

先ほど表決を棄権する旨の発言があり、10番 道下和茂君及び18番 鵜飼静雄君が退場いたしました。

ただいまの出席議員数は16人であり、定足数に達しております。

これより発議第3号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、発議第3号 議案第33号 平成27年度本巢市一般会計補正予算（第1号）に対する附帯決議は、原案のとおり可決することに決定しました。

10番 道下和茂君、18番 鵜飼静雄君の入場を許可します。

〔10番 道下和茂君、18番 鵜飼静雄君 入場〕

ただいまの出席議員数は18人であり、定足数に達しております。

日程第5 請願第1号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（黒田芳弘君）

日程第5、請願第1号 所得税法第56条の廃止を求める請願についてを議題といたします。

請願第1号については、総務企画委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務企画委員会委員長 江崎達己君。

○総務企画委員会委員長（江崎達己君）

付託案件として、請願第1号 所得税法第56条の廃止を求める請願について、審査の経過と結果について報告します。

初めに、紹介議員である鵜飼委員から参考資料の配付と補足説明を受けた後、質疑を行いました。

委員からの質疑においては、一つ、平成24年9月の本巢市議会で、この同様の請願が提出され不採択となったが、その後、内容や状況に何か変化があったのかとの質問があり、これに対して、この56条に係る情勢に大きな変化はないが、この請願に賛同する議会がふえてきており、ILO（国際労働機関）からも女性差別につながるものであり、好ましくないとの意見が出されていると回答がありました。また、平成24年9月の請願審議の際、現在の議員では1人のみの異同であり、採択は難しいのではないかととの質問があり、これに対して追加で配付した資料にある税務大学校の教官の見解を廃止すべき時期に来ている旨の記述があり、認識を新たにして審議すべきであるとの説明もありました。

採択の結果、賛成少数で請願第1号 所得税法第56条の廃止を求める請願については、不採択と

すべきと決定しました。以上です。

○議長（黒田芳弘君）

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

総務企画委員長は自席へお戻りください。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者あり]

13番 若原敏郎君。

○13番（若原敏郎君）

所得税法第56条の廃止を求める請願については、先ほど委員長報告の中にもありましたが、私の記憶によりますと、平成24年9月議会で不採択になっております。その後、大きな変化がなく、そのときの条件は変わってないということもお聞きしました。平成24年度には総務企画委員会に付託され、紹介議員の説明を十分受け、その中で不採択になっていると記憶しております。本会議でも不採択になっております。そうした中で、また今回請願が上げられてきましたが、今回、本巢市議会としては、所得税法第56条の廃止を求める請願については提出すべきでないという反対をいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいま反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はありませんか。

[挙手する者あり]

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

本件については、家族労働、奥さんとか息子さんとか娘さんとか家族の労働をどう評価するかということにかかわってくるということで、先ほど委員長報告にありましたように、ILOからも女性差別につながるのではないかという勧告がありました。さらに前回のときと違って、今回皆さんに紹介したのは、税務大学の教官でさえ、もう廃止すべき時期に来ているというふうに述べられている。それは、最近まで私も知りませんでした。そういった国の機関の教員をやっている方からそういう状況になってきている。これが今いかに時代に合わないものであるか、他の先進諸国ではほとんどこうした家族労働については正当に評価されているのに、日本だけが今までのやり方を踏襲していく、変えようとならない、そのことに対する批判が広がっている。その結果、この56条の廃止を求める請願についても採択する自治体が徐々にふえてきているというのが現実です。そうした現実の上で、今こそ本巢市議会としての英断を下してほしいということで、私は賛成討論

をいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

3番 鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

この所得税法56条の見直しを求める意見についてなんですけれども、冒頭に意見書の別紙とかと
いうことで書いてあるんですけれども、農業等の担い手、私も経営者の1人として従業員等と家族
も従業員として働いている者から見れば、当初は株式にするためには1,000万のお金が必要と思
っております。けれども、今、法人をするのに1円あればいいというような時代になっております。
農業におかれましても、また小さな中小、零細の企業におかれましても、法人化することによって、
自分の配偶者、また子どもを従業員として雇い、適正な賃金を払えばいいシステムになっておるこ
とを鑑みれば、この請願の意味がないのではないかという思いがしておりますので、速やかに廃案
となるようお願いをしておきます。

○議長（黒田芳弘君）

ただいま反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで討論を終わります。

これより請願第1号を採決します。

本請願に対する委員長の報告は、不採択とすべきものであります。委員長の報告が不採択とすべ
きものでありますので、原案についての採択を行います。

本請願を原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数です。したがって、請願第1号 所得税法第56条の廃止を求める請願については、不採
択とすることに決定をいたしました。

それでは、ここで暫時休憩といたします。再開を午後1時からとしますので、よろしくお願
いします。

午前11時26分 休憩

午後0時58分 再開

○議長（黒田芳弘君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議席番号3番 鏑本規之君が早退されましたので、御報告いたします。

ただいまの出席議員数は17人であり、定足数に達しております。

日程第6 報告第7号（上程・説明）

○議長（黒田芳弘君）

日程第6、報告第7号 一般財団法人もとす振興公社の経営状況を説明する書類についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

報告第7号 一般財団法人もとす振興公社の経営状況を説明する書類についてでございます。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、一般財団法人もとす振興公社の平成26年度事業報告及び決算並びに平成27年度事業計画及び予算について報告をさせていただくものでございます。

詳細につきましては、産業建設部長から御説明を申し上げます。

○議長（黒田芳弘君）

報告第7号についての補足説明を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

それでは、一般財団法人もとす振興公社の経営状況を説明する書類について、命によりまして補足を説明させていただきます。

事業報告書をごらんいただきたいと思います。

1ページから2ページにかけてでございます。

法人の概況を記載させていただいております。

設立年月日、定款に定める目的及び事業内容、役員等に関する事項については、ごらんをいただいたとおりとなっておりますので、よろしく願いいたします。

3ページから7ページにかけて事業の実施状況を部門ごとに記載しております。

最初に3ページでございますが、織部の里もとすについて、織部展示館、そば打ち、絵つけ体験、直売施設、食材供給施設、ファストフードの収入、利用者の状況を記載しております。

昨年、受託手数料を10%から15%に上げさせていただいたことや、食材供給施設の接客サービスの向上、ファストフード店を移設したことによりまして、前年度に比べて収入合計において増加しております。

5ページをごらんいただきたいと思います。

NEO桜交流ランドについて記載しております。

温泉館、ホテル館、陶芸工房ともに収入、利用者数において前年を下回っております。要因としましては、繁忙期である7月、8月に台風が襲来したことや、12月上旬から大雪等、天候不順の影響を受けたところでございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。

NEOキャンピングパークについて記載をしております。

オートキャンプ場、コテージ、売店、ともに収入、利用者において前年を下回っております。

フェイスブックを活用しながら新鮮な情報の発信に取り組みましたが、繁忙期である7月、8月に台風が襲来したことなど、悪天候に伴って収入、利用者ともに減少することになりました。

続きまして、7ページをお願いいたします。

うすずみ特産における道の駅の直売、JA委託販売、桜売店販売、内部取引の収入状況を記載しております。

これも同じでございますが、繁忙期である7月、8月に台風が襲来したこと、それから12月から大雪が降ったことによりまして、道の駅での収入は前年を下回りました。ですが、そのほかの施設において、販売促進を図ったことによりまして、前年同様の収入を得ることができました。

7ページの下段でございますが、公社全体の収入を記載しておりますが、前年対比98.2%ということになっております。

続きまして、8ページから10ページの上段にかけてでございますが、1年間に行われました役員会の開催状況を記載しておりまして、理事会におきましては7回、評議員会におきましては3回を開催させていただいたところでございます。

10ページの中段をごらんいただきたいと思っております。

収支及び正味財産増減の状況並びに財産の状態の推移をごらんいただきたいと思っております。

前期繰越収支差額362万8,000円に当期収支差額マイナス1,830万7,000円を加えまして、次期繰り越し差額はマイナスの1,467万9,000円ということになっております。

資産合計につきましては2億7,849万7,000円となっております、負債合計1億3,496万5,000円を差し引きまして、正味財産としては1億4,353万2,000円ということになっております。

続きまして、11ページから18ページでございますが、これは決算報告でありまして、貸借対照表、正味財産増減計算書、財務諸表に対する注記、監査報告となっております。

19ページをごらんいただきたいと思っております。

19ページからは、平成27年度の事業計画並びに収支予算でございます。

地域の農産物の生産者や中小企業者及び各種団体と連携して農林水産物及び加工品の開発、製造、販売促進に努め、地域の産業振興を図りながら、訪れる、泊まる、くつろぐ、食べる、買う、知る、見る、体験するといった要素を複合した施設運営を展開しまして、都市と山村の交流を促進し、魅力あるまちづくり、地域の活性化に貢献していくことを事業実施方針によりまして、予算総額4億5,120万円により事業を行うこととなっております。

以上、一般財団法人もとす振興公社の補足説明とさせていただきます。

○議長（黒田芳弘君）

報告第7号 一般財団法人もとす振興公社の経営状況を説明する書類については、以上で報告を終わります。

日程第7 議案第34号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（黒田芳弘君）

日程第7、議案第34号 工事請負契約の締結について（真正幼稚園園舎改修工事（建築））を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第34号 工事請負契約の締結について（真正幼稚園園舎改修工事（建築））でございます。

真正幼稚園園舎改修工事につきましては、請負契約を締結するに当たり、本巣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、総務部長から説明申し上げますので、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（黒田芳弘君）

議案第34号についての補足説明を総務部長に求めます。

総務部長 神谷義幸君。

○総務部長（神谷義幸君）

それでは、議案第34号 工事請負契約の締結について（真正幼稚園園舎改修工事（建築））でございますが、これの補足説明をさせていただきます。

議案の2ページをごらん願います。

まず、工事名でございますが、表題にもございますように、真正幼稚園園舎改修工事でございます。工事場所につきましては、本巣市下真桑地内。契約の方法といたしましては、事後審査型制限つき一般競争入札でございます。工期につきましては、本契約締結の日から平成28年2月29日でございます。契約金額につきましては、消費税を含みまして1億7,712万円でございます。

続きまして、経過でございますが、設定金額が1,000万以上となることから、市の建設工事等請負業者選考委員会におきまして、事後審査型制限つき一般競争入札に決定いたしました。入札参加資格につきましては、本巣市内に本店を有する者にあつては、建築工事の総合評価点、P点と申しますが、これが800点以上、また本巣市内に支店を有する者にあつては950点以上、その他の者にあつては1,100点以上でございます。

施工実績に関しましては、平均完成工事高が1億8,100万円以上という条件のもとに入札を執行したところでございます。

この入札につきましては、4社が応札されました。入札後の資格審査の結果、落札者となり、仮契約を締結しました業者は上村建設株式会社でございます。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（黒田芳弘君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

入札結果登録という最後の文章を見ますと、開札執行日時が6月10日となっています。6月10日というと、今からすれば結構日にちがあるわけでありますが、こうした議案についても私は極力はつきりした段階で、提案するのはきょうにしても、これまでの間に結果についてこういう議案を出しますよということのお知らせがあってもいいんじゃないかというふうに思いますが、そうでなければ、きょう初めて見て、はい、どうですかと結論を出しなさいというやり方というのは、原則的にはやっぱり議会としては好ましくないというふうに考えていますが、いかがでしょうか。

○議長（黒田芳弘君）

総務部長 神谷義幸君。

○総務部長（神谷義幸君）

議会のほうに報告でございますが、開札を執行したのが6月10日ということで、それから開札の結果を見まして、低入かどうかという調査もございますので、もし低入にかかっておれば、それで審査期間も必要になってきますので、ちょっと報告のほうがおくれたり、結果的になりましたが、今後はなるべく早くお知らせする方向でやっていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第34号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[挙手する者なし]

異議なしと認めます。したがって、議案第34号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第34号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第34号 工事請負契約の締結について（真正幼稚園園舎改修工事（建築））は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第8 発議第4号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（黒田芳弘君）

日程第8、発議第4号 米の需給・価格安定対策及び需給拡大に関する意見書についてを議題といたします。

発議第4号について、提出者に説明を求めます。

9番 安藤重夫君。

○9番（安藤重夫君）

では、米の需給・価格安定対策及び需給拡大に関する意見書について、御審議くださいまして、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

去年は、大変米価が下落いたしまして、大変な年でありました。そこで国におきましては、ナラシ対策ということで、経営所得安定対策の一つとして、米の販売価格が過去5年間の平均を下回った場合、差額の9割を補填するもの、加入者が1、国が3で負担するという積立方式であります。対象者は認定農業者または集落営農であること、年間労働時間が1,600時間以上2,000時間程度の労働時間と、それから農業所得が400万から500万程度を達成できるということを5年後の計画を立てることができる人が要件となっております。集落営農の機械化、法人化を国が進めており、今後集落で一体となった農業を進めていく方について、共同販売及び規約を作成し、集落営農と判断されればナラシ対策への加入が可能ということであります。

そこで、その中で一番大切な問題は、集落営農法人化ということであります。個人の農家がこのナラシ対策というようなことで手を挙げましても、これはその要件に合致しません。それは何かと申しますと、ここからであります。定款などを作成し、登記手続、申請手続などの費用がかかることから、集落営農の法人化に対して定額40万円程度の助成はありますが、平成26年度補正予算による人・農地問題解決加速化支援事業のうち農業経営の法人化等の支援事業により支援単価を引き上げる予定であるというようなことで、先ほど申し上げましたように、個人の農家がこの事業に手を挙げましても、法人化をして、それも定款を設けてというようなことでありますから、ハードルが高うございます。

そこで、意見書でございます。配付してありますが、読み上げさせていただきます。

米政策等の見直しによる農政の転換を迎える中、平成26年産米を取り巻く環境は、25年産米の持ち越し在庫の発生や、米の需要減少などを要因とした主食用米の需給緩和により、全国の26年産米の概算金は各銘柄とも大幅に引き下げられており、今後も需給改善されず価格低迷が続けば、再生産に必要な採算ラインを割ることも懸念され、農業経営者への影響は避けられない。

よって、担い手の経営安定や国民への食料の安定供給、農業が担っている多面的機能の維持や地

域活性化を図る観点から、平成26年及び平成27年産米以降の需給調整と価格の安定及び需要拡大に取り組まれるよう、次の事項の実現を強く求める。

1. 収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）及びナラシ移行のための円滑化対策については、27年産以降も十分な予算を確保すること。

2. 需要に応じた生産に取り組む稲作農家が将来にわたって持続的かつ安定的な経営ができるよう、収入保険制度の早期創設、制度資金の充実など万全なセーフティネットを構築すること。

3. 飼料用米の生産拡大を図るために、乾燥・保管施設の整備や流通体制の強化支援、また「水田活用の直接支払交付金」などの必要な予算を十分に確保すること。

4. 米の需給改善のため、主食用米の消費拡大や飼料米・米粉用米などの非主食用米の利用拡大を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成27年6月29日。

以上であります。

○議長（黒田芳弘君）

これより、提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

提出者は席へお戻りください。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第4号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、発議第4号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第4号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、発議第4号 米の需給・価格安定対策及び需給拡大に関する意見書については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第9 発議第5号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（黒田芳弘君）

日程第9、発議第5号 農業の発展に必要な生産基盤整備の拡充を求める意見書についてを議題

といたします。

発議第5号について、提出者に説明を求めます。

9番 安藤重夫君。

○9番（安藤重夫君）

続きまして、農業の発展に必要な生産基盤整備の拡充を求める意見書でございます。

何をいわんとするのかといいますと、ここ5年から現在までに至っても、私の知る限りのことでありますが、農業用の用水ポンプが海老で壊れまして、削井をし直しまして、水を確保するということが450万かかっております。その明くる年が下福島、小柿北、小柿中、十四条の中、これは400万であります。十四条の東、下真桑、これは住吉であります。本郷南、これ全て当時土地改良で構築されました用水ポンプであります。農業用井戸であります。400万、500万という多額な工事費がかかっております。転倒堰は、まだ先日、真正分庁舎のすぐ南ですが、これも壊れまして、修理をいたしました。河川ゲート、赤瀬川、それから境川、犀川の河川ゲートにおいては330万だったと思います。

そこで、そういったインフラ整備に係るこういった大変なお金が、今後40年を過ぎた土地改良当時に構築された構造物が次々と耐用年数を過ぎて傷んでおる中、国の助成金、補助金をお願いするというような内容であります。

改めまして、文章を読み上げさせていただきます。

農業の発展に必要な生産基盤整備の拡充を求める意見書。

農業農村整備事業は、「食料・農業・農村基本法」に位置づけられた事業であり、国民が必要とする食料を安定的に供給するための農業生産基盤の整備のみならず、豊かな自然環境や景観の保全・治水等の多面的機能を維持する観点からも欠くことのできない事業である。

しかしながら、平成22年以降、農業農村整備事業については、大幅に縮減され計画していた事業が進められないという現場のニーズに十分応えられない実情があった。

平成24年度から現政権下のもと、予算規模は回復をしてきてはいるものの、いまだに平成21年度以前の水準に戻っていない状況であることから、政府においては農業農村整備事業の重要性を評価し、次の事項について最大限配慮するよう強く要望する。

1. これまでに計画的に進められてきた実施中の事業や実施に向けて準備を進めている事業を円滑に進められるよう措置すること。

2. 今後、これまでに建設された農業水利施設の老朽化に対応した計画的な補修や更新による施設の長寿命化が円滑に進められるよう事業予算を確保すること。

3. 土地改良事業や農地中間管理機構をフル活用した農地の大区画化の推進及び農村集落が持っている共同体機能を生かした農地、用水、森林、景観、環境などの地域資源の管理を強化するためにも必要な事業予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成27年6月29日であります。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（黒田芳弘君）

これより、提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議第5号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第5号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第5号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、発議第5号 農業の発展に必要な生産基盤整備の拡充を求める意見書については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第10 発議第6号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（黒田芳弘君）

日程第10、発議第6号 安全保障関連法案について慎重審議を求める意見書についてを議題といたします。

発議第6号について、提出者に説明を求めます。

13番 若原敏郎君。

○13番（若原敏郎君）

発議第6号 安全保障関連法案について慎重審議を求める意見書について。

安全保障関連法案について慎重審議を求める意見書について、別紙のとおり発案する。平成27年6月29日提出。提出者、本巣市議会議員 若原敏郎、賛成者、本巣市議会議員 高田文一議員、賛成者、本巣市議会議員 高橋勝美議員、賛成者、本巣市議会議員 中村重光議員、本巣市議会議員 黒田芳弘様。

内容の説明につきましては、この案を朗読してかえさせていただきます。

安全保障関連法案について慎重審議を求める意見書（案）。

今年は戦後70年を迎え、これまで私たちが享受してきた平和を、今後さらに継続・発展させる大きな節目の年であります。

本巢市は「非核平和都市」を宣言し、市民とともに恒久平和への意思を明らかにしてきました。また今年、中学生を広島に派遣するなど、平和の願いを語り継ぐ取り組みを進めています。

現在、国会では「平和安全法制整備法案」「国際平和支援法案」から成る、安全保障関連法案が審議されています。

今回の法案については、これまで引き継がれてきた安全保障体制の大きな変更であるにもかかわらず、政府の説明責任が果たされているとは。国民の間にもさまざまな意見があり、大きな関心事になって。

よって、国においては、今後も平和を守り発展させる立場から、慎重にかつ十分な審議をされるよう強く求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。平成27年6月29日。

よろしく御審議の上、御賛同をお願いいたします。

○議長（黒田芳弘君）

これより、提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

提出者は自席へお戻りください。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第6号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第6号は、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第6号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、発議第6号 安全保障関連法案について慎重審議を求める意見書については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第11 発議第7号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（黒田芳弘君）

日程第11、発議第7号 議員定数等検討特別委員会の設置についてを議題といたします。

発議第7号について、提出者に説明を求めます。

17番 大西徳三郎君。

○17番（大西徳三郎君）

発議第7号 議員定数等検討特別委員会の設置について、別紙のとおり発案するということがあります。

これは全協で説明をいたしましたけど、議会運営委員会のメンバーで発議をさせていただきます。平成27年6月29日提出であります。

提案者、私、大西であり、後藤議員、若原議員、村瀬議員、鏝本議員の賛成者でもって発議をいたします。本巢市議会議長 黒田芳弘様ということであります。

提案理由といたしまして、議会の活性化を図るため、本巢市議会にふさわしい議員定数及び議員報酬等について調査・研究し、検討することを目的として、特別委員会を設置しようとするもので、本巢市議会委員会条例第6条第1項の規定により発案するものであります。

内容といたしまして、議員定数等検討特別委員会の設置について。

1つ目、本議会に議員定数等検討特別委員会を設置し、委員定数を6人とする。

2つ目、議会は、議員定数等検討特別委員会に対し次の事項を付託する。(1)本巢市にふさわしい議員定数及び議員報酬等を調査・研究し、検討すること。

3. 議員定数等検討特別委員会には、議会の閉会中も審査を行うことができるものとし、審査終了まで継続して調査・研究を行うものとするということであります。

よろしく御検討いただきまして、御賛同賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

これより、提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

この表題が議員定数等検討特別委員会というふうになっています。本文のほうでは付託事項として、議員定数及び議員報酬等を調査・研究というふうになっています。であれば、議員定数等というふうに曖昧にせずに、はっきりここにも議員定数及び議員報酬等特別委員会というふうにしたほうがすっきりするのではないですか。

○議長（黒田芳弘君）

大西徳三郎君。

○17番（大西徳三郎君）

言われることはわかりますけど、我々としては「等」に全てが含まれるということで、それに議員定数等、「等」に含まれていくということで、そのようにさせていただきました。

[挙手する者あり]

○議長（黒田芳弘君）

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

多くの事柄が含まれている場合に1つ、2つ含めて「等」ということはあるけれども、基本的には2つですね。議員定数と報酬でしょう、今回の中に報酬等とは書いてあるけれども、基本的には定数と報酬でしょう。2つしかない。であれば、それは名は体をあらわすで明確にするというのが本来の形じゃないですか。

○議長（黒田芳弘君）

大西議員。

○17番（大西徳三郎君）

下のほうに議員報酬等ということもありますね。要は議員定数及び議員報酬等、この議員報酬等という「等」の中には、政務活動費とか費用弁償とかそういうことも含まれてくるであろうということで、また次の段階で「等」を入れさせていただきました。そのようなことから、いろんなことまで入ってくる、そこまで調査・研究をするべきであると。総合的にいろんなことを勉強するべきであるということをおもっております。

[挙手する者あり]

○議長（黒田芳弘君）

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

もともとこのことを議運で諮られて、全協で提案されたときにそこまでの話はなかったと思うんですけれどもね。だから、そうやって言われると、「等」があるから何でもできるような話になっていっちゃう。だから、最初の話とだんだん変わっていくような説明ですし、であれば、さらにこれからどんどん広がって行って、何でもかんでもそこで検討するという話になってくる危険性があるように思わざるを得ませんが、どうですか。

○議長（黒田芳弘君）

大西徳三郎君。

○17番（大西徳三郎君）

たまたま今は「等」というのはそのようなこともあるというふうに言いましたけど、何でもかんでも幅広くずっといろいろあると、そんなことまでももちろん考えておりませんし、これから特別委員会をつくられて、そこで協議されることなのでしょうけど、あくまでも議員定数は柱であると。議員定数をいかに本巢市の適正な議員定数かということが一番のメインであると、その考えからこの表題につきましては、議員定数等検討特別委員会というふうにさせていただいたということでありませぬ。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

7番 高田文一君。

○7番（高田文一君）

お話を聞いていますと、「等」が何か拡大したり限定されるんで、どこかできちんとされたいと思うんですね。定数、報酬、政務活動費、準備協、いろいろ検討する内容について考えておられることを上げられましたが、ここできちっとしておいたほうがよろしいかと思います。

もう1点は調査・研究なんですが、いつごろの目途を今お考えになっているか。要するに、特別委員会のまとめはいつごろを目途にされているか、御計画があったらお聞かせください。

○17番（大西徳三郎君）

最初の質問ですけど、これから特別委員会をつくられて、そこで何をするのか、どこまでするのかということをお断り決まられると思います。

それと今目途ということをお断りされましたけど、私は今、提出者でありますけど、皆さんが協議していただいたことを提出するのは誰がするのか、どこがするのかということをお断り決めてなかったのは事実です。委員は、各常任委員会から2人ずつ出すということは決めましたが、どこが出すのかをお断り決めてなかったということで、議会運営上であるということから議会運営委員会のメンバーでお断り出させてお断りいただいております。だから、特別委員会をお断り代表してこのように提案をお断りしておるということではなくて、これからできる特別委員会の中の委員の皆さんから、その目途についても協議していただければお断りと思います。

[挙手する者あり]

○議長（黒田芳弘君）

7番 高田文一君。

○7番（高田文一君）

特別委員会の報告は定例会で報告されるわけでございますが、議会は定例会は9月ということですが、9月の報告の中では今お聞きをした2点については、明確にされて御報告をいただけるものだというふうにお断り思っているのでしょうか。

○17番（大西徳三郎君）

当然そのようになるお断りと思います。何遍も言いますが、特別委員会のメンバーの皆さん方で決められることですが、今お断り言われたことは当然次の議会においては報告をされますし、報告されるべきであるお断り思っております。

○7番（高田文一君）

了解しました。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終わります。

提出者は席へお戻りください。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第7号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第7号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

この件に対する私の態度は、せんだっての全協でも申し上げました。最終的に特別委員会を設置して協議するということについては否定は最初からしておりませんが、ただ、そこに至る前提として、議員がいろんな形で議論を重ねたその結果として特別委員会をつくっていくということであればということで申し上げました。だから、今の段階ですぐ特別委員会をつくっていくということについては、時期尚早だし、性急過ぎるという思いが今もございます。したがって、本案については反対をいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいま反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はありませんか。

〔挙手する者あり〕

13番 若原敏郎君。

○13番（若原敏郎君）

反対討論がありましたので、賛成討論を行います。

この議員定数等検討特別委員会については、皆さんの総意で今後議員の定数がどうあるべきかということを考えていくということが出されました。それで、各常任委員会から2名ずつということも決まっておりますし、当然のことながら、この議員定数等検討特別委員会の設置については賛成するものであります。

今後の本巢市議会のあり方をこの場で調査・研究をしていっていただきたいと、こんなことを思いながら賛成意見といたします。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで討論を終わります。

これより発議第7号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、発議第7号 議員定数等検討特別委員会の設置については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

お諮りします。議員定数等検討特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって議員定数等検討特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1 議員定数等検討特別委員会委員の選任について

○議長（黒田芳弘君）

追加日程第1、議員定数等検討特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。議員定数等検討特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、私より指名をいたします。

大西徳三郎君、上谷政明君、若原敏郎君、村瀬明義君、中村重光君、堀部好秀君、以上6名を指名したいと思っております。これに……。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○18番（鵜飼静雄君）

私は条例そのものに反対したので、これについては棄権をしたいと思っておりますので。

○議長（黒田芳弘君）

どうぞ。

[18番 鵜飼静雄君 退場]

今、表決を棄権する旨の発言があり、18番 鵜飼静雄君が退場いたしました。

ただいまの出席議員数は16人であり、定足数に達しております。

もう一度指名をしたいと思っております。

大西徳三郎君、上谷政明君、若原敏郎君、村瀬明義君、中村重光君、堀部好秀君、以上6名を指名したいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議員定数等検討特別委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定をいたしました。

鵜飼静雄君の入場を許可いたします。

[18番 鵜飼静雄君 入場]

鵜飼静雄君が入場いたしました。

ただいまの出席議員数は17人であり、定足数に達しております。

これより、議員定数等検討特別委員会の委員長及び副委員長の互選を行っていただきたいと思

ます。議員定数等検討特別委員は、第1委員会室に御参集ください。

なお、委員会条例第10条第2項の規定により、委員長が互選されるまでの間は、年長の委員が委員長の職務を行うことになっておりますのでよろしくお願いをいたします。

それでは暫時休憩といたします。

午後1時49分 休憩

午後2時01分 再開

○議長（黒田芳弘君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議員定数等検討特別委員会の委員長及び副委員長が決定しましたので御報告します。

議員定数等検討特別委員会委員長 村瀬明義君、副委員長 中村重光君、以上のとおりです。

閉会の宣告

○議長（黒田芳弘君）

以上で、本会議に提出されました案件は全て終了いたしました。

これもちまして、平成27年第2回本巣市議会定例会を閉会いたします。27日間にわたりまして、大変お疲れさまでした。

午後2時02分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員